

# 通所・介護予防通所リハビリテーション運営規程

医療法人 島内整形外科医院 デイケア春日

## 第1条 事業の目的

医療法人島内整形外科医院が開設する居宅サービス及び介護予防サービス事業所(以下「事業所」という。)が行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護及び要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

## 第2条 運営の方針及び目的

### ①通所リハビリテーションの目的

要介護状態になった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

### ②介護予防通所リハビリテーションの目的

軽度の要介護状態であった高齢者に対するサービスの見直しが行われ、要支援1・2の認定を受けた利用者に対して介護予防サービスを行う。

各生活行為において、その利用者が本来持っている能力を引き出し、在宅生活において実際にその能力が活かされるよう、身体的及び精神的な支援を行う。

### ③利用者の意思及び人権を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

### ④事業を運営するにあたって、地域との結びつきを重視し、市町村等保険者、居宅サービス支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めます。

## 第3条 事業所の名称等

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称 医療法人 島内整形外科医院 デイケア春日

所在地 佐賀市大和町大字尼寺2628番地1

## 第4条 職員の職種・員数及び職務の内容

事業に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次の通りとする。

### ◎医師 ・診断後、処方箋を作成

(1名) ・リハビリテーション実施後の効果判定、再評価

・リハビリテーション計画の見直しの際の医療面からのチェック

### ◎理学療法士 ・医師のリハビリ処方箋に従ってリハビリ計画を作成しリハビリを実施する

(3名) ・経過的に利用者の状態を評価し医師に報告する

指示→実施→評価を繰り返しながらそれらの過程を記録していく

・リハビリ利用者の基礎データ記録

- ◎看護師 ・リハビリ、介護スタッフ
  - (1名) ・通所者の心身状態のチェック及び健康管理
    - ※症状の確認と服薬確認、検査等の情報収集 それに伴う医師との連携
    - ※利用時の症状の変化への対応
  - ・利用者の既往歴、職歴、生活環境などを理解した上で、利用者の家族に対し介護の仕方を指導し、家庭での療養環境の整備を図る
  - ・リハビリの継続性の確保
    - ※医療機関を退院する患者や、在宅で訪問看護等を受けている患者が ADL の向上により通所する場合、それまで受けていた在宅サービスとの持続性、整合性を考慮したケア内容を検討する
- ◎介護士 ・介護、リハビリスタッフ
  - (3名) ・利用時の各行為の介助
    - ・レクリエーションの誘導
    - ・リハビリのアシスト
    - ・食事配膳、接茶及び衛生管理
    - ・デイケア室及び付近設備の清掃管理
    - ・送迎における介助、安全確認
- ◎管理栄養士 ・食事の提供、嗜好の把握、栄養管理、衛生管理
  - (1名) ・栄養相談、食事療法の指導
- ◎運転手 ・利用者の送迎
  - (2名) ・送迎車両の点検、清潔の保持
    - ・送迎における介助、安全確認
- ◎相談員 ・利用者の生活実態の把握、家族への対応、情報収集
  - (1名) ・行政や支援事業所、その他機関や施設等との連携
    - ・事務処理
    - ・苦情処理
    - ・その他管理業務

## 第5条 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

営業日・営業時間 月・火・水・金曜日 午前9時00分～午後16時00分まで  
 (但し祝祭日は除く) 木・土曜日 午前9時00分～午後11時30分まで

## 第6条 利用定員

事業所の利用定員は、次の通りとする。

・1単位 32名

## 第7条 事業の内容及び利用料その他の費用

事業所の内容は次の通りとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

## 第8条 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、佐賀市とする。

## 第9条 サービス提供にあたっての留意点

事業所は開始時カンファレンスを通して新規利用者のニーズ、状況を把握し、目標ケアプログラムを設定する。

- ・カンファレンスは定期的に行い、利用者・家族の同意を得る
- ・可能な限り利用者・家族、ケアマネージャーの参加を得る
- ・サービスの提供にあたって知り得た、利用者と利用者の家族の秘密は絶対に漏らしません
- ・事業所はカンファレンス等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いる場合は必ず同意を得ます 同意を得ない限り個人情報を用いません

## 第10条 非常災害対策

災害時の非常口、消火器の設置等、点検整備を行う。

- ・火災報知機の設置
- ・災害発生時の際の従業者による利用者の定期的な避難訓練（年2回程度）

## 第11条 その他運営に関する重要事項

事業所のその他運営に関する重要事項は、次の通りとする。

- ・サービス利用に関する内容は、利用者及び家族に文章で示し同意を得る
- ・個人ごとに利用目的、目標を明らかにする
- ・適正な援助を行うために必要な書式を整理し運営する
- ・家族介護者と相談の上、家族で生活のパターン、介護方法を反映できるリハビリを行う